

基金交付D欄

## 解散存続厚生年金基金から中小企業退職金共済制度への 交付（資産移換）措置の希望についての確認書（中退共本部へ）

独立行政法人勤労者退職金共済機構  
中小企業退職金共済事業本部 殿

存続厚生年金基金から中小企業退職金共済制度への交付（資産移換）措置の希望について、別紙「新規加入申込をしていただいた事業主様へ（ご通知）の解散存続厚生年金から中退共制度への交付（資産移換）措置についての留意点」を読み、確認のうえ、下記のとおり申出をします。

申出年月日 令和 年 月 日

〒 ー

住 所

事業所名  
(法人名又は商号)

氏 名  
(代表者氏名又は事業主名)

記

**該当する項目に○印及びご記入ください。**

① 平成26年4月1日時点で存続厚生年金基金に加入していなかった、又は、既に解散しているが、中小企業退職金共済制度に交付する残余財産はない(従業員に分配、他制度へ移換等)。

② 現在も存続厚生年金基金に加入している、又は、既に解散しているが解散基金加入員に分配すべき残余財産を分配(他制度へ移換)をしていない。

将来、解散存続厚生年金基金から中小企業退職金共済制度への交付（資産移換）措置の申出について

→ a 希望しない。

- ・ 中小企業退職金共済制度への交付（資産移換）措置の申出ができない。
- ・ 新規加入助成制度が適用される。
- ・ 過去勤務期間通算制度の申出ができる。

→ b 希望する。

- ・ 中小企業退職金共済制度への交付（資産移換）措置の申出ができる。
- ・ 新規加入助成制度が適用されない。
- ・ 存続厚生年金基金の解散後に新規加入申込をする場合、将来、交付（資産移換）措置の申出を希望する被共済者については、過去勤務期間通算の申出をすることはできない。

→ b1 存続厚生年金基金に加入中。下記①②に記入をしてください。

→ b2 解散済。下記①②③に記入をしてください。

① 平成26年4月1日時点で加入していた  
存続厚生年金基金の名称

② 存続厚生年金基金の番号

	基	第				号
--	---	---	--	--	--	---

③ 存続厚生年金基金の解散認可日 平成 年 月 日

### 【記入の際のご注意】

- ・ 1に○をした場合は、中退共制度への交付（資産移換）措置の対象になりません。
- ・ 2に○をした場合は、中退共制度への交付（資産移換）措置の対象となりますが、別紙「存続厚生年金基金から中退共制度への交付（資産移換）措置についての留意点」を了承のうえ a 又は b のどちらかに○をし、bに○をした場合は、更にb1又はb2のどちらかに○をしてください。なお、該当する①～③までのご記入をお願いします。